

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十六年十月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十六年六月二十五日奈良県指令建第九四―三九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年十月十四日建第八三三五号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十六年十月十四日建第五〇一五号

三 開発区域に含まれる地域

天理市長柄町二一〇二番一、二一〇四番一、二一〇六番一、二一〇七番一及び二一

〇八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市葛本町三三八番地の六

株式会社エターナル住宅流通 代表取締役 田中昭治

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 天理市長柄町二一〇四番一、二一〇六番一、二一〇七番一及び二一〇八番一
の各一部

下水道 天理市長柄町二一〇四番一、二一〇六番一、二一〇七番一及び二一〇八番一
の各一部

一 許可番号

平成二十六年九月二十六日奈良県指令建第九四―九五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年十月十四日建第八三三六号

三 開発区域に含まれる地域

大和高田市大字西坊城四六三番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

御所市大字小林三〇八番地の一
植田好秀

一 許可番号

平成二十六年七月二十三日奈良県指令建第九四―五七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年十月十四日建第八三三七号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十六年十月十四日建第五〇一六号

三 開発区域に含まれる地域

天理市東井戸堂町四五番三、四五番一及び四五六番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市中曾司町二三三番地四

有限会社前川ホーム 代表取締役 前川正文

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 天理市東井戸堂町四五番一及び四五六番一の各一部

下水道 天理市東井戸堂町四五番一の一部